



秋本議員の再生エネ永田町報告



洋上風力の促進区域指定は迅速に

こんにちは、衆議院議員の秋本真利です。

前回の永田町報告でお伝えした通り、洋上風力発電新法の政令及び施行規則のパブリックコメントは1月30日から2月28日まで実施されました。再生可能エネルギー普及拡大議員連盟でも、パブリックコメントの結果を踏まえつつ、洋上風力発電新法がしっかり活用されるよう後押ししていく予定です。洋上風力促進ワーキンググループ・洋上風力促進小委員会合同会議において、促進区域の指定プロセスとスケジュール案が示されましたが、促進区域の指定までに早くも10ヵ月かかる上に、一連のプロセスは年度ごとに開始するとされている点などは、機動的とはとても言えません。

この新法は去年の通常国会で廃案になったため法律制定が従前よりも遅れている上に、既に洋上風力発電の事業化を進めている海域もあるわけですから、初期の促進区域の指定については、迅速に進めるべきであると考えます。2月8日に、資源エネルギー庁と国土交通省が、都道府県に対して、「再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る都道府県からの情報提供の受付を開始しました」という文書を出しています。国が都道府県から、促進区域となりうる有望な区域に関する情報を集めるものですから、促進区域の指定を受けたい都道府県や事業者の方はよく確認いただき、最終締め切りの4月15日までに

は積極的な情報の提供をお願いします。

促進区域の指定と事業者選定を進めるスキームの中に、洋上のウィンドファーム認証をなるべく組み込みたいと考えています。認証制度を活用することで、手続きの簡素化と時間短縮に繋がり、コスト削減効果も見込めると考えています。欧州では、セントラル方式を採用し、海域のゾーニングや海域調査、系統接続の確保等を国が主導することで大規模な洋上風力発電が急速に拡大しました。わが国でも、少しでもセントラル方式に近づくような形を取り、より多く迅速に導入が進むようにしたいと思います。

再生可能エネルギーの導入が進むにつれ、系統の接続にも様々な影響が出るようになってきました。北陸電力管内では、風力発電の接続可能量が「30日等制御枠」に到達し、今後は接続契約申込をする事業者は、指定電気事業者制度により、出力制御に対する補償がない形となります。また、東京電力管内では、50kW未満の低圧の系統連系が早くも4年後になると発表されました。家庭用の太陽光発電には影響がないとのことですが、急な発表による事業者への影響も懸念されます。再エネの系統接続に関しては、日本版コネクト&マネージが議論され、N-1電制の適用による運用容量の拡大など少しずつ再エネが接続しやすい状況が出来つつあります。しかし、こうした制度改正が、全国的に進む再エネ導入のための動きに十分に追いついている状況にあるとは言えません。こうした問題についても、今後、しっかりと議論をしていきたいと思っています。(自民党再生可能エネルギー普及拡大議員連盟事務局長・秋本真利)

鹿島港での洋上風力視察の様子

